

第4回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 要録

1 日時

令和4年7月20日(水) 午後2時～午後4時

2 開催場所

小平市御幸地域センター 会議室（オンライン併用）

3 出席者

国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会委員：9名（欠席2名、オンライン2名）

事務局：田野倉課長、小川課長補佐、高田主任

オブザーバー：東京都教育庁文化財担当職員1人（オンライン参加）

4 傍聴者なし

5 配布資料

- ・議事次第
- ・資料1 第3回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 議事要録
- ・資料2 「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」策定に関する地域懇談会（質疑、意見）
- ・資料3 国史跡鈴木遺跡保存活用計画素案（案）
- ・資料4 今後のスケジュール

6 次第

- (1)開会挨拶
- (2)前回委員会要録の確認
- (3)報告 地域懇談会の開催について
- (4)議題1 パブリックコメントの実施について
議題2 国史跡鈴木遺跡保存活用計画・素案（案）について
- (5)今後のスケジュール等について

事務局：国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会を開催させていただきます。

傍聴の方は現時点でおりません。最初に開会の挨拶を課長からお願いします。

課長：本日はお忙しい中、お時間いただきありがとうございます。本日は昨年度から数えまして、第4回目の検討委員会でございます。本日は計画の本題でございます、鈴木遺跡の保存、調査研究、活用、整備、運営管理体制につきまして、パブリックコメントで市民からご意見をいただきます素案についてご議論いただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

事務局： それでは委員長、一言よろしくお願いします。

委員長：第4回ということですから、いよいよ素案の本格的な検討と伺っていますので、よろしく願いいたします。

事務局： それでは、最初に資料1、前回第3回の検討委員会の要録について、訂正箇所等のご確認をお願いいたします。訂正箇所があればご返送ください。よろしくお願いします。

続きまして資料2をご覧ください。6月11日に開催いたしました地域懇談会についての報告です。

最初に、鈴木遺跡の概要と保存活用計画の全体的な説明をいたしました。関心の高い方が多く、「あらまし」の1ページ目の一番下の年表の部分と違っているのではないかと、という指摘をいただき、訂正いたしました。

それから意見がいくつか出ましたが、最初は保存管理等用地の出入口の問題、あるいはプライバシーや防犯上の懸念など、どちらかという要望に近いものがございました。その後、最初に年表についてご指摘いただいた方から、鈴木遺跡資料館に初めて行き、このような素晴らしい遺跡があることを25年住んでいて初めて知り、遺跡の保存と活用を是非進めてほしい、また展示ではもう少し詳しく説明したらいいのではないかと、という意見をいただきました。そこから雰囲気が変わり、各種サインや交通機関といった今後の活用に役立つようなご意見をたくさんいただくことができるようになりました。

定員20名のところ、13名お出でいただき、時間もほぼ時間通りに終わり、順調に終了することができました。当日はこのほか、検討委員会のメンバーや市議会議員の方も参加してくださいました。以上、報告でございます。

引き続き議題1に入ります。

8月26日からこの計画についての市民からのご意見を頂戴するパブリックコメントを開催いたします。

そのため、計画の素案を作成し、市役所、東西出張所、それから鈴木遺跡資料館に備え付けて、またホームページから見ていただいて、所定の手続きでご意見を公募するものです。

本日はこの素案についてご議論の上、ご了承いただき、市長、副市長、教育長に報告して了解をとり、8月17日の庁議で報告いたします。その結果の素案の最終案を委員の皆様には書面でお送りした上で、8月26日からパブリックコメントの形で公開していくという流れになっております。

なお、これまでは示していませんでしたが、保存管理等用地の今後の整備につきまして、地域懇談会で映像としてお示しして、ご意見を伺ったところ、やはり具体的なイメージがあった方がよいとの意見もあり、あくまで一つの案ではありますが、68 ページに図として掲載しました。

議案1については以上でございます。この手続きについてのご質問やご意見はおありでしょうか。

委員：この資料を通読して、考え方がよくわかりました。68 ページの図を見て、北側と東側を立ち入り禁止にする案など、具体的なイメージが湧いてきました。保存管理等用地は貴重な空間だと思いますので、お年寄りやお母さん、子供たちが安心して遊べる場所になれば良いと思います。ただ、夜の公園は怖いので防犯上、時間設定をして開園した方がいいのではないかと考えております。それ以外は、基本的に地域懇談会でのプライバシー問題なども取り上げていただいていますので、これで進めてもらってもいいと思います。

事務局：開園時間につきましては、開門閉門をどのようにするかなど管理上の課題がございますが、一旦、24 時間オープンにしてしまうと、後から制限するのが難しくなるので、スタート時は制限した状態から始まるのかなとも考えています。

パブリックコメントを行う手続きについて、ご了承いただいたとして、素案そのものに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長：両方密接に関係していますから、よろしいのではないのでしょうか。

事務局：それでは概ね 55 ページの大綱・基本方針から後の部分を中心にご意見を伺えればと思います。

「比類なき鈴木遺跡、原始の遺産を市民と共に守り育む」という大綱につきましては、これまでも「あらまし」の部分で説明していますが、「市民と共に」という言葉は、鈴木遺跡の場合は特に市街地の中にある遺跡で、その上に住んでおられる 250 人以上の地権者のご理解やご協力をいただかないと、史跡として保存・活用ができません。また一方で市民の方々が自分たちの宝や誇りとして、遺跡を捉えていただきたい、という両方の意味がございます。

また、「守り育む」という言葉は、発掘調査なども含めさらに調査研究を進めていくことによって、遺跡の価値の底上げを図っていくことを込めております。ですから、通常の保存、活用、整備の 3 つに調査研究を加えた 4 つの軸を、運営管理体制の整備で支える必要がある、ということ、を、謳っています。

委員：パブリックコメントで、基本的に関心のある一般市民の方に見ていただくとと思いますが、大綱で「比類なき」と謳うとするならば、他の遺跡はどうなのだというような発想が出てくるのではないかと思います。

事務局：本質的価値のところ、述べたような、指定理由に基づく記載に基本的には示されていると考えています。

委員：鈴木遺跡は旧石器時代ですが、大綱で「原始」というと幅が広いので、「原始」を「旧

石器時代」と具体的に言った方がいいのではないかと思います。

事務局：ここで「旧石器時代」と限定してしまうと、市民から見て親しみがなく、むしろ原始時代というぐらいのざっくりした言い方がいいのかなということと、指定の対象ではありませんが、縄文時代には陥穴があるように、地形を利用した狩りの場であった、ということも含めております。つまり、旧石器時代に人々が活用した大規模な遺跡なのに、縄文時代の住居が全然見つかっていないという裏腹の関係になっていることが、石神井川が旧世時代の人々にどんな恩恵をもたらしていたのかを逆に示すものとも考えております。

委員：38 ページのところですが、蛍光 X 線分析による黒曜石の産地推定についてのコメントを加えた方がいいのではないかと思います。

また 55 ページの 2 の調査研究の 2 行目、さらに価値や魅力をさらに高めていくための調査研究、50 ページの課題の(1)と(2)の、史跡の本質的価値を高めるなど、繰り返し出てきているわけですが、少し違和感があります。遺跡の価値というのは、さらに調査研究や分析をすることで、見えていなかった価値がわかっていくということなのではないかと思います。史跡の未発見の価値を発見して確定していくとか、潜在的な価値を発見して、より高い価値であることを認識していく、のような表現の方が良いのではないかと思います。

それから、68 ページの具体的な案はすごくイメージが湧いて良いと思います。ただ前提として、盛り土をして、形状を作って展示をすると基本的には文化庁がその内容を認めることによって可能になるという理解でよろしいですか。また、第 1 回委員会の時に目に見えるようなものを作れるといいが、嘘はいけませんという委員長のご指摘がありましたが、そういう意味では大丈夫なのかなと、気になりました。

事務局：遺跡の価値を高める調査研究についてですが、指定を受ける具申のための材料として総括報告書報告をまとめましたが、その過程で未報告の良好な資料が確認されたこと、また産地分析も、既往の報告書で図が載せられた石器についてのみ行われたのですが、数百か所の石器集中部集中部ごとに分析をすることによって、総括報告書の段階では見えなかったものが見えてくるのではないかと、思っています。確かに価値が変わるわけではありませんが、より具体的な形で鈴木遺跡の価値が説明できるようになるという意味です。

それから、ミニ鈴木遺跡のようなものを作るということについて、なぜこの形にしたかという理由の一つは、現状変更はもちろん文化庁に許可をもらわなければいけないので、包含層を掘削するような形ではできませんが、この部分は掘り下げるのではなくて現位置の残された基礎部分に盛土する形で行います。その場所の凹凸を再現したものではなくて、鈴木遺跡全体の土地の凹凸を再現したものなのですが、残置された基礎の部分を覆い隠しつつ、西側との段差を解消するように、盛土をすることで平坦な台地に石神井川が谷を開析したという地質学的な出来事と遺跡との有機的な関係も説明しようとしたものです。

四阿の場所も実はボイラー室があって、地下 6 メートルぐらいまで遺跡が完全に破壊されている場所に、安定的な構造物を作る。そのために遺跡が壊されていない場所を選んでいきます。あくまでも、一つの案というか、苦肉の策に近いところもあるのですけれども、流路

を模した窪みでは、園路もその部分だけは低くなっているところを歩いていくことになると思います。

委員：今の遺跡の現状をうまく活かしながら保存・活用するという意味では、良い案だと思います。この市街化した状況の中でどう展示するかということを考えて、これが一番良いと感じます。

東京都：現状変更というのは、史跡指定地の中での工事や、改変が加わる時に必要になる手続きになりますので、公園を作るときにも必要ですが、その後は一部が壊れたり変更の必要が生じたりした時にも必要な手続きになるので、手続きの確認として一度ここに乘せた方がよいと思います。また、屋外活動のところでバーベキューとありますが、火を使う場合には、やはり消防署や市役所の中の詳しい部署に相談をした方がいいと思います。

委員：横浜市歴史博物館では、遺跡公園内で土器焼き等をしております。

委員長：火の問題は公園というよりも、保安林や水源林等そういう方です。ここにそういうものがあるとはとても思えないですが、念のためご確認ください。ちょっと私の方から2点だけ、ご質問というか、検討されているのかということをお聞きしたいと思います。

まず1点目は、この全体の活用の中に、観光という文字が一切出てこないですね。ご存じのように改正文化財保護法は活性化のメインとして観光資源化ですよ。観光立国が目的ですから、それがかなり謳われているのですけれども、鈴木遺跡の場合は、観光資源化は非常に難しいとは思いますが、それは一切検討しないということでもよろしいのでしょうか。検討した結果、ダメというのはありだとは思いますが。

事務局：岩宿遺跡が観光資源を前に打ち出して、大規模な駐車場や商業施設を誘致した結果、大変な状態になっていたのを見たので、あえて観光という側面についてはアピールしないつもりでおります。

委員長：例えば、遺跡の周りの色々な観光資源との有機的な連携を考えることもしないということですか。

事務局：それが観光資源なのかどうかというのは、ちょっとよくわからないのですが、江戸東京たてもの園や小平ふるさと村等との連携は考えた方がいいかもしれません。

委員長：我々は文化財と観光を結びつけることに生理的に抵抗感があるのですが、法改正の趣旨から言って、観光資源という方向性が謳われていれば、補助金はつきやすいです。それを考えて、工夫してください。

事務局：ありがとうございます。観光資源にならないという考えが先に立っていましたが、今のお話を伺うとそういうところもありますね。

委員：保存管理等用地をイベント会場として広く活用していただき、人を呼び込むということも十分、観光、地域の活性に繋がっていくのかなという風に思います。大塚歳勝土遺跡の遺跡公園で、コンテンポラリーアートとのコラボや、キッチンカー等を入れてのイベントを行った例もあります。

事務局：委員長のご指摘のように、補助金対象という点にも配慮して、情報発信周知のほか

に観光施設との交流や発信を通じた活動についても書き入れてみます。

委員：刊行物による周知については多言語化を図りますとありますが、国の史跡ですから、刊行物だけではなくて現地の案内看板や解説板に、最低でも英語、そのほか中国語・韓国語もあった方がいいかもしれません。観光的な要素も含めた活用のあり方として柱を設けた方がいいかもしれません。

事務局：前回看板の更新をした時、全部英語や、中国語、ハングル等、色々な言語にすれば一番いいわけですが、面積も決まっていますので、日本語に加え、タイトルだけは英文併記にしておく、大体の意味は推測してもらえ、より詳しく知りたければスマホなどの翻訳のアプリを利用してもらおうといいと考えました。それを考えると、縦書きは対応しないので、縦書きだった看板を全部横書きにしました。

東京都：翻訳ソフトを使用するほか、QRコードを貼って市のホームページで他の言語を見ただけという手法も取れると思います。

事務局：市で設置した文化財看板には、QRコードを全部つけたのですが、行った先がみな同じなので、今のところ不十分なのですが、いずれは多様な活用を考えております。

委員：観光の視点で考えたときに、小金井公園のビジターセンターと連携して鈴木遺跡を紹介してもらえないかと思えます。

事務局：江戸東京たてもの園のミュージアムショップも以前に比べるとかなり充実していますし、図書コーナーも以前より利用しやすくなっています。収蔵庫には八小遺跡や小川町1丁目遺跡の出土遺物が所蔵されているなど、たてもの園との連携は欠かせないと思っています。

委員：市内の公民館片隅にでも展示コーナーを設けてパンフレットを置いて鈴木遺跡を紹介すると効果があるのではないかと思います。

事務局：公民館には展示ケースがなく、展示できる場所は限られているのですが、国史跡化達成後に、一時的に、市役所のロビーで実施したミニ展示のパネル等を花小金井南公民館や津田公民館で一部展示してもらいました。また、中央図書館2階のギャラリーでも比較的長い期間、国史跡化記念の展示をさせていただきました。公民館等の機能から言って、常設での展示は難しいので、例えば特別展を鈴木遺跡資料館で行った時にポスター等を積極的に公民館等に掲示してもらおうような方法を考えれば良いのかと思います。

委員：ルネこだいら等も使えると良いですね。

事務局：以前考古学協会の公開講座をルネこだいらの中ホールで行ったとき、会場のすぐ脇の2階ギャラリーで代表的な遺物や解説パネルを並べる、といった試みはしました。

委員：今度中央公民館を建て替えるような計画もあるようですから、竣工記念などに是非展示をできたらいいですね。

事務局：あと、小川駅の再開発のビルに公共施設があるので、そこに鈴木遺跡や市の文化財の紹介ができるような連携も検討しています。

委員：鈴木遺跡をみんなに知ってもらうことは、すごく良いと思いますが、一般には鈴木遺

跡という言葉は、耳からは聞こえてくるので、目で見て鈴木遺跡と分かるものが欲しいと思います。例えばバス停に鈴木遺跡前とか資料館前があったり、信号機に鈴木遺跡資料館前とついていると、興味がある人やみんなの意識の中に、鈴木遺跡資料館が入って来ると思います。

事務局：資料館の前を通っているバスのルートが「回田循環」しかなく、ミニバスも資料館前までは来てはないのが現状です。今後、公共交通との関係など検討していかなければいけないと思います。

委員：5月の連休には、大きい大会で千人単位の人たちが、小金井公園から玉川上水へ歩いて行くのですが、皆さんゴールを目指して必死に歩いているので、そういう人たちは呼び込めません。そうではなくて、玉川上水辺りを散策する人たちを呼び込むには看板が必要です。たとえば茜屋橋などに看板を置いて、寄ってみようという気にさせるのも一つの方策だと思います。

事務局：資料館の存在をアピールできるようなモニュメントを置くような方法もあるかもしれませんが、資料館がいつまであそこにあるのか、ということも含めて検討していきます。いかなければいけないのかと思います。

委員：市役所で一時遺跡の紹介を行っていて、よかったという声が多かったので、市役所に展示スペースが欲しいと思います。

事務局：市民課のカウンターにデジタルサイネージがありますので、継続的な活用を検討していきます。

事務局：青年会議所がYouTubeで鈴木遺跡の紹介を作ってくださいました。今の人はSNSやWikipedia、YouTubeをよく利用するので、こういったものを積極的に活用する、ということ、発信の部分に込めたつもりです。

委員：鈴木小学校の敷地は史跡範囲の外で史跡には指定されていないのですか。

事務局：現状では、調査が終わって活用されているので史跡の範囲には入っていません。

委員：鈴木遺跡資料館が史跡の範囲外に移転される、と何箇所かに書かれていますが、この間鈴木小学校が20年後に八小と合併されると発表になりましたので、あそこが鈴木遺跡資料館として活用できたらいいと思います。

事務局：国史跡の範囲外ですが、周知の遺跡の範囲内なので、その辺は今後検証していかなければいけないと思います。また、既に調査が終わっているからといって、資料館が置けるのかどうかというのは、文化庁さん等が判断されることですので、判断できません。しかし遺跡の本格的な調査が始まった契機となった鈴木小学校がかつて有り、遺跡の中心部として地形を観察したりする上でも適している場所でもあるので、利用できるのであれば、一番良いと思います。ただ、20年後にならないと利用できないのでその辺のことを含め、今の時点では、あくまでも白紙だとしか言いようがありません。

委員：素案70ページの植生管理ですが、ここに保存のために伐採抜根を行うと出ていますが、保存管理等用地での日常的な管理が必要になると思います。芝を張れば適切な芝刈り等

が必要ですし、秋冬には大量の落葉が積もって、保存管理等用地の景観が変わってしまう可能性もあります。そのため、おそらく冬などは毎日のように落葉掃き等をやる必要が出てくると思います。また監視カメラや、扉の明け締めなどといった日常の管理についても留意が必要だと思います。

事務局：貴重なご意見をありがとうございました。例えば、下野の国府跡では広大な面積ですから芝刈等とてもできないということで、宇都宮大学の先生と共同開発をした冬でも枯れないで背丈も伸びず、埃にならないカバープラントを貼っている、と聞いています。

この一般の人が24時間利用できる部分は芝生でもいいかもしれませんけれども、確かに落葉と芝生の問題は考えなければいけないので、専従の管理人を含め、どのような方法が可能なのか検討して参ります。

委員長：鈴木遺跡の場合、洪水や土砂崩れ等はないと思いますが、計画なので文化財防災に関しても、意識しているということで、検討して項目を加えておいた方がいいと思います。最近、文化財防災は課題となっているので、検討をお願いします。

事務局：防災の対象がどこかというところ、一番心配なのは、遺物や資料を収蔵している資料館の火災です。遺跡全体の防災となると、震災で影響を受ける小学校の南側をはじめ、保存管理等用地の北側や東側の擁壁が課題になりますので、今ご指摘いただいたように、擁壁の維持管理を防災とも結びつけて考えるという視点に遺物の火災対策も含めて保存のところにに入れておきます。

委員：鈴木遺跡資料館は現在開館日が限定されていますが、将来的には毎日開館するのが望ましく、また調査研究を充実するとすれば、その体制整備も必要になるので、人員を増やす必要があると思います。こういった人件費というものは、史跡のための補助金の対象になるのでしょうか。

事務局：市が所管し、管理すべき立場にあるので、残念ながら補助金の対象にはならないと思います。

東京都：活用のところ学校と生涯学習施設の連携が書いてあるのですが、学校での活用に限らないで、周辺施設との連携も書き加えたらいかがでしょうか。

また、SNSと書いてしまうと、更新等を続けなければいけなくなるので、インターネットとかウェブ上での発信ぐらいの方がよいかと思います。

事務局：活用の方向性の情報発信・周知の後に観光という項目を設け、具体的に周辺施設等との交流について書くことにします。SNSについては、貴重なご指摘ありがとうございました。

今日は色々と具体的なご意見をいただき、ありがとうございました。

大きな枠組みが変わることはないのですが、防災や観光等の点でもう少し書き込んだ方がよいというところが、明らかになりました。

この後、市長や庁内の調整等での指摘事項による訂正を含めて、直した部分を改めてお示しし、ご了解いただくという手続きでパブリックコメントに臨んでいきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

委員長：それで良いと思います。早めに修正したものを見せてください。

事務局：今週中に形にして、委員長に見ていただきます。

パブリックコメントまで約1か月ありますので、今後所定の手続きを済ませながら、進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員：パブリックコメントは市報とホームページで募集することですが、かなり集まるものなのでしょうか。生活に密接する問題だと色々と反応があると思いますが、こういうテーマだとお近くの方は以外には人ごとになってしまうのかなと思います。

事務局：市民の関心の程度が異なるので、内容によって反応は異なるようで、内容によっては20件ぐらい意見が寄せられているものもあつたりします。鈴木遺跡の場合は、特に周辺の住民の方からのご意見が多いのかなという風には思いますけれども、素案全部を細かく読んで反応される方は必ずしも多くないと思われるので、計画の概要について記した「あらし」も一緒に公開する予定であります。

遠くに住われている方でも遺跡に関心をおもちの方もいらっしゃると思いますので、市民全体に所定の手続きで、計画を公開し、意見を求めるという手続きを経た上で、計画を完成させるということになっています。

今後のスケジュールについては、資料4をご覧ください。

今後今日のご意見を反映させた素案について理事者と調整を行い、17日の庁議で報告し、こちらの委員会に報告したうえで最終的な案を8月26日から9月25日までパブリックコメントで公開して、意見の聴取を行っていきます。その結果を踏まえて、庁議報告等を行い、それに基づいて第5回委員会で、成案を得るという手順になる予定です。

第5回については11月16日を軸に委員長と調整して進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

委員長：結構です。

事務局：ありがとうございました。これで終了とさせていただきます。